# 新潟市地域包括支援センター業務受託法人
# 公募要領

令和５年10月

新　潟　市

新潟市（以下「市」という。）では、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 46 の規定に基づき、新潟市地域包括ケア計画［新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画］で定める日常生活圏域（以下「圏域」という。）ごとに新潟市地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置しています。

この度、2 圏域について、令和 6 年度から 3 年間のセンター業務受託法人を募集します。

## 1.募集概要

### (1)委託期間等

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（3 年間）を予定し、契約は単年度ごとに締結するものとします。ただし、受託法人が介護保険法等に定められた事項を遵守しないと認められるなど、センターの運営に著しい支障が生じる恐れがあるときには、期間の満了を待たずに契約を解除する場合があります。

なお、契約を解除した場合でも、次の受託法人が円滑かつ支障なく業務を引き継ぎ、市民サービスの低下を招かないよう必要な対応をとる必要があります。

### (2)募集圏域

| 行政区 | 圏域 | 担当区域 |
|---|---|---|
| 北区 | 葛塚・木崎・早通 | 【葛塚・木崎・早通中学校区】※光晴中学校区である葛塚中央コミュニティ協議会の区域を含みます。<br>葛塚、太田、前新田、新鼻、横井、内沼の一部、嘉山、嘉山 1~6 丁目、東栄町 1~3 丁目、朝日町 1~4 丁目、柳原 1~7 丁目、石動 1･2 丁目、村新田、笠柳、かぶとやま 1・2 丁目、浦ノ入、内島見、木崎、早通、鳥屋、下大谷内、樋ノ入、下早通、北陽 1･2 丁目、横土居、笹山、笹山東、仏伝、下土地亀の一部、新井郷、早通南 1~5 丁目、早通北 1~6 丁目、須戸、須戸 1~5 丁目、彩野 1~4 丁目、上土地亀の一部、白新町 1~4 丁目 |
| 南区 | 白南・白根第一 | 【白南・白根第一中学校区】<br>新飯田、上新田、清水、茨曽根、東萱場、下道潟下新田、兎新田、古川新田、真木、庄瀬、牛崎、菱潟新田、菱潟、鋳物師興野、蜘手興野、十二道島、次郎右エ門興野、上八枚の一部、飯島、沖新保、上道潟、下道潟、天王新田、戸頭、田中、浦梨、和泉、鍋潟、下木山、上木山、蔵主、平潟新田、平潟、万年、櫛笥、田尾、上下諏訪木、白根、白根ノ内七軒、助次右エ門組、能登、能登 1･2 丁目、七軒、七軒町、鯵潟、鯵潟 1 丁目、十五間、神屋、小坂、保坂、白根東町 1 丁目、白根四ツ興野、白根日の出町、平成町、白根水道町、白根魚町、小蔵子の一部、白根古川、杉菜、新和町 |

※令和 5 年 4 月 1 日現在

### (3)業務内容

①包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

- 総合相談支援業務
- 権利擁護業務
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

・多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
・地域ケア会議の実施
②介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業）
③指定介護予防支援業務
④その他必要な業務

上記業務の詳細は、「新潟市地域包括支援センターマニュアル（委託業務編、介護予防事業編、指定介護予防支援事業所編、資料編）」（以下「マニュアル」という。）をご覧ください。マニュアルは新潟市地域包括支援センター業務受託法人公募説明会（以下「公募説明会」という。）で配付予定ですが、事前配付を希望する場合は電話予約（ＴＥＬ：025－226-1281）の上、新潟市役所本館１階　福祉部地域包括ケア推進課（住所：新潟市中央区学校町通 1-602-1）に受け取りに来てください。

なお、マニュアルに記載の業務は、令和５年度に予定している業務内容です。法令等の変更などにより業務内容が変更される場合があります。あらかじめご了承ください。

＜参考法令、要綱、手引き等＞
・介護保険法（平成９年法律第 123 号）
・介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）
・介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）
・地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省老健局：平成 30 年５月 10 日一部改正）
・地域支援事業実施要綱（厚生労働省老健局：令和４年３月 28 日改正）
・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）
・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
・地域包括支援センターの手引き（厚生労働省老健局）
https://www.mhlw.go.jp/topics/2007/03/tp0313-1.html
・地域包括支援センター運営マニュアル３訂（令和４年４月）（一般財団法人長寿社会開発センター）
・新潟市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例（平成 27 年３月 20 日条例第５号）
・新潟市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（令和５年１月１日一部改正）
・新潟市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 27 年３月 20 日条例第４号）
・新潟市介護予防ケアマネジメント実施要綱（令和３年 10 月１日一部改正）　他

(4)職員配置
①令和６年度人員配置基準及び機能強化事業担当職員配置数（予定）

<table>
<tr><th rowspan="2">圏域</th><th colspan="4">人員配置基準</th><th rowspan="2">機能強化事業担当職員</th></tr>
<tr><th>保健師等</th><th>社会福祉士等</th><th>主任介護支援専門員等</th><th>計</th></tr>
<tr><td rowspan="2">葛塚・木崎・早通</td><td>１人</td><td>１人</td><td>１人</td><td rowspan="2">５人<br>（※１）</td><td rowspan="2">１人<br>（※２）</td></tr>
<tr><td colspan="3">２人（※１）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">白南・白根第一</td><td>１人</td><td>１人</td><td>１人</td><td rowspan="2">３．５人</td><td rowspan="2">１人</td></tr>
<tr><td colspan="3">１人<br>兼務・非常勤（0.5 人）可</td></tr>
</table>

※１　追加配置の協議を行った場合は兼務・非常勤（0.5 人）を追加し５．５人配置可
※２　追加配置の協議を行った場合は機能強化事務担当職員を１人追加し２人配置可

②人員配置基準による職員及び配置数

新潟市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例に基づく。

なお、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（以下「3 職種」という。）に代えて、下記各職種に準ずる者を配置してもよい。ただし、将来的に 3 職種を配置できるよう、所要の措置を講ずること。

＜各職種に準ずる者＞

・保健師に準ずる者

地域ケア、地域保健等の経験及び高齢者に関する公衆衛生業務経験を 1 年以上有する看護師とし、准看護師は含まない。

（例）在宅介護支援センター、地域包括支援センターでの勤務経験、
居宅介護支援事業所や訪問看護事業所での勤務経験、
病院の地域医療連携室での勤務経験、
介護保険サービス事業所や高齢者福祉施設でのケアマネ又は相談員経験等

・社会福祉士に準ずる者

福祉事務所の現業員等の業務経験が 5 年以上又は介護支援専門員の業務経験が 3 年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に 3 年以上従事した経験を有する者。

・主任介護支援専門員に準ずる者

実務経験を有する介護支援専門員であって、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。

③機能強化事業担当職員の配置

高齢者へ地域の実情にあったきめ細かな支援を実施するため、②による配置職員以外に下記業務を行う機能強化事業担当職員（3 職種その他これに準ずる者）を 1 名配置すること。

＜主な業務＞

・訪問による高齢者の実態把握
・出張相談の実施
・介護予防の普及啓発
・地域包括支援ネットワークの構築
・介護予防ケアマネジメント業務

※業務の範囲は包括的支援業務及び総合事業の介護予防ケアマネジメントとし、介護予防支援業務は行うことができない。

⑸設置場所等

①設置場所

受託法人が、募集圏域内に設置すること。

なお、高齢者のための総合窓口という趣旨を踏まえ、交通の利便性や場所の分かりやすさ、エレベーターや手すり等のバリアフリーに十分配慮すること。

②事務所

業務に必要な執務スペース、相談スペース、会議スペースを確保すること。

なお、相談スペースは、プライバシーに十分配慮すること。

また、併設のサービス提供部門がある場合は、センターの事務スペースとは分離すること。

③書類保管庫

センター専用の施錠できる書類保管庫を確保すること。

④駐車場

利用者の利便性を考慮し、事務所の敷地内又は近隣に駐車場を確保すること。

⑤設備等

センター事務所の分かりやすい場所（屋外）に看板を設置すること。

センター専用の電話、FAX を設置し、専用の電子メールアドレスを取得すること。

包括的支援事業を委託するにあたり、本市の地域包括支援センター業務支援システム（以下「システム」という。）を提供（接続）するため、専用のパソコン（ワード 2016、エクセル 2016、アウトルック 2016 以上のバージョンでの文書交信を予定）等必要な機器を設置し、光回線が使用できる環境を確保すること。ただし、システムの接続のためのネットワーク機器（ルーター）新設工事費、リース料、保守費については市の負担とする。

※指定介護予防支援業務に係るシステム維持管理費については、別途負担金を請求します。

⑥その他

事務所や設備等に係る契約等に市は一切関与しないものとし、当該契約に係る事故等に対しても市は一切の責任を負わないこととする。

また、センターの設置に要する経費については、受託法人の負担とする。

(6)開設時間等

①開設日時

市に準じ、月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。ただし、祝日、休日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く。

なお、受託法人の判断により、上記時間等を超えて開設することは可能だが、地域住民等への必要な周知を行うこと。

②開設時間外の対応

高齢者虐待等の対応のため、24 時間連絡がとれる体制を確保すること。

(7)委託料等

①包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

令和 5 年度市当初予算における包括的支援事業に係る委託料の概算額は下記のとおりです。

なお、令和 6 年度市当初予算概算額については、今年度末に決定の見込みです。

| 圏域 | 令和 5 年度当初予算概算額 |
|---|---|
| 葛塚・木崎・早通 | 37,085 千円 |
| 白南・白根第一 | 22,429 千円 |

＜包括的支援事業に係る委託料に含まれる主な費用＞

給与、職員手当等、共済費、事務所借上料、光熱水費、備品、消耗品、車両リース料、交通費、通信費（光回線使用料を含む）等、センター事業に必要な経費

②介護予防ケアマネジメント業務

実績に応じ、介護予防ケアマネジメント費（介護予防ケアマネジメント A：438 単位／件、介護予防ケアマネジメント B：213 単位／件、介護予防ケアマネジメント C：300 単位／件、初回加算：300 単位／件、委託連携加算：300 単位／件）が委託料として国民健康保険団体連合会から支払われます。

③指定介護予防支援業務

実績に応じ、介護予防支援費（438 単位／件、初回加算：300 単位／件、委託連携加算：300 単

位／件）が介護報酬として国民健康保険団体連合会から支払われます。

(8)再委託の禁止

業務の全部を第三者に委託し請け負わせることはできません。ただし、新潟市介護予防ケアマネジメント実施要綱の規定に基づき、受託した介護予防ケアマネジメント業務の一部を、介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者に委託することができます。

## 2.応募

(1)応募資格

下記の要件をすべて満たす法人であること。

①圏域内において、令和6年4月1日からセンター業務を開始できること。
②市内において、介護保険サービスを提供する事務所・事業所を有し、かつ3年以上（令和5年10月2日現在）の介護保険サービスの提供実績があること。
③法第115条の22第2項各号に該当しない者であること。
④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に該当しない者であること。
⑤新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
⑥法人税、消費税及び地方消費税、地方税の滞納がないこと。
⑦役員の中に破産者及び禁固以上の刑に処せられた者がいないこと。
⑧会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続又は民事再生法手続の開始の申立てがなされていないこと。
⑨新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）に基づき、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
⑩令和5年10月12日(木)に開催する公募説明会に参加していること。

(2)スケジュール

| | | | |
|---|---|---|---|
| 令和5年 | 10月1日(日) | | 市報掲載<br>公募要領等の公開（ホームページ） |
| | 10月2日(月) | | 公募要領等の公開（地域包括ケア推進課・区役所健康福祉課）<br>事前質問受付開始<br>公募説明会参加申込受付開始 |
| | 10月10日(火) | 午後5時まで | 事前質問受付終了 |
| | 10月10日(火) | 午後5時まで | 公募説明会参加申込受付終了 |
| | 10月12日(木) | 午前10時から | 公募説明会 |
| | 10月13日(金) | | 応募申請受付開始<br>質問受付開始 |
| | 10月18日(水) | 午後5時まで | 質問受付終了<br>※質問の回答は、令和5年10月27日(金)までに随時公開（市ホームページ） |
| | 10月31日(火) | 午後5時まで | 応募申請受付終了 |
| | 12月上旬（予定） | | 受託法人候補者の決定、結果通知発送 |
| | 4月1日(月) | 午前8時30分から | センター開設 |

(3)事前質問

①受付期間

令和５年10月２日(月)から10月10日(火)午後５時まで

②提出方法

FAX：025-222-5531又は電子メールhoukatsucare@city.niigata.lg.jp（件名は「地域包括支援センター公募事前質問」とする。）で質問票【様式7】を提出すること。

③事前質問に対する回答

公募説明会当日及び市ホームページ内で回答を掲載します。

(4)公募説明会

①日時

令和５年10月12日(木)　午前10時から（1時間程度を予定）

②会場

新潟市役所本館３階　対策室３　（住所：新潟市中央区学校町通1-602-1）

③出席にあたっての留意事項

公募説明会に出席していない者の応募は認めません。

出席者は、１法人２名までとします。

④申込

FAX：025-222-5531又は電子メールhoukatsucare@city.niigata.lg.jp（件名は「地域包括支援センター公募説明会」とする。）で新潟市地域包括支援センター業務受託法人公募説明会参加申込書を提出すること。

※申込期限：令和５年10月10日（火）午後５時まで

⑤当日の質疑

公募説明会当日の質疑は、時間の都合上、すべてへの回答が難しいことが想定されますので、お手数ですが、可能な限り事前質問として提出くださいますようお願いいたします。

(5)公募説明会後の質問

①受付期間

令和５年10月13日(金)から10月18日(水)午後５時まで

②提出方法

FAX：025-222-5531又は電子メールhoukatsucare@city.niigata.lg.jp（件名は「地域包括支援センター公募質問」とする。）で質問票【様式7】を提出すること。

②　質問に対する回答

市ホームページ内で令和５年10月27日（金）までに随時回答を掲載します。

(6)応募書類の提出

①受付期間

令和５年10月13日(金)から令和５年10月31日(火)午後５時まで

②提出方法

電話予約の上、新潟市役所本館１階　福祉部地域包括ケア推進課（住所：新潟市中央区学校町通1-602-1）までお持ちください。

③提出書類

下記の書類を提出してください。

なお、市が受理した書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

| 項目 | 内容等 | 様式 |
|---|---|---|
| ア. センター業務受託法人応募申請書 | 所定の様式 | 様式 1 |
| イ. 誓約書兼同意書及び法人役員名簿 | 所定の様式 | 様式 2 |
| ウ. 定款又は寄付行為 | 最新のもの（法人を新設する場合は、定款の素案）<br>※要原本証明 | － |
| エ. 法人登記事項証明書 | 応募申込前 3 か月以内に発行されたもの<br>※法人を新設する場合は、資産並びに役員の状況を明らかにした法人設立計画書、認可申請期日を明らかにした法人設立確約書（任意様式）を添付すること。 | － |
| オ. 法人概要 | (1) 法人代表者の履歴書 | 任意様式 |
| | (2) 法人の沿革及び概要（パンフレット可） | 任意様式 |
| | (3) 既存施設の運営状況 | 様式 3 |
| | (4) 法人の組織図 | 任意様式 |
| | (5) 直近 3 年間の決算書 | 任意様式 |
| | (6) 指導監査結果書類一式　　※要原本証明<br>①法人及び法人が運営する既存事業所に対して、市又は都道府県等が実施した監査結果通知書及び指導・処分通知書のうち、応募の締切日から５年以内のものすべてについて写しを添付すること（介護保険法に規定する勧告・命令・指定の取消等に限る）。<br>②法人に対する市又は県等による直近の指導監査結果通知書の写し及び改善状況報告書の写しを添付すること。<br>※①に該当する監査等がない場合は報告すること（任意様式）。<br>※②について、文書指摘事項がなく通知書等が無い場合は、直近の受検日、実施機関名及び指導監査内容を報告すること（任意様式）。 | 任意様式 |
| カ. 市税等の納税証明書（未納がないことの証明） | (1) 新潟市税<br>(2) 法人税<br>(3) 消費税及び地方消費税<br>上記について、募集申込前３か月以内に発行されたもの（法人所在地における証明）<br>※市税等が非課税のため証明書が添付できない場合は、その旨の届出書を添付してください。<br>※(1) 新潟市税の納税証明書は、「市入札参加用の納税証明書」を提出してください。<br>※証明書の申請に際しては、代表者印を押印した申請書又は委任状が必要となります。また、納税後間もなく証明書を申請する場合には、各機関の税 | － |

| | | |
|---|---|---|
| | 務システムに反映されていないこともありますので、予め納税したことが確認できる領収書等を持参して申請を行ってください。<br>※(2)及び(3)については、所管の税務署で納税証明書の申請を行ってください。 | |
| キ.設置及び運営に関する趣意 | 所定の様式<br>※欄内に書ききれない場合は別紙添付可 | 様式4 |
| ク.苦情解決体制 | 苦情処理の体制及び手順がわかるもの | 任意様式 |
| ケ.個人情報保護の取組 | 個人情報保護対策についてわかるもの | 任意様式 |
| コ.履歴書 | 所定の様式 | 様式5 |
| サ.職員の体制 | 所定の様式 | 様式6 |
| シ.図面及び写真 | (1)センター及び駐車場設置予定地を明示した位置図(1/10,000 程度及び 1/1,500 程度の 2 種類)<br>※A3 サイズ<br>※最寄りの駅・バス停などを明記(距離も記入)<br>※駐車場については駐車可能台数も明記 | 任意様式 |
| | (2)事務所レイアウトを明示した平面図(1/100 程度)<br>※A3 サイズ<br>※面積・建物の階、エレベーターの有無を明記<br>※事務室・会議室・相談室(併設の施設内を利用する場合も含む)等の配置がわかるように記入 | 任意様式 |
| | (3)設置予定地の状況がわかる外観写真(カラー印刷) | 任意様式 |

注1:必要に応じて、書類の補正や追加書類の提出を求めるほかヒアリングを実施する場合があります。

注2:上記提出書類のほか受託することが決定した者は、法第 115 条の 46 第 3 項に基づく届出(センター設置の届出書等)及び法第 115 条の 22 第 1 項に基づく申請書類一式(指定介護予防支援事業所指定申請書等)を令和 5 年 1 月末までに市に提出する必要があります。

注3:法人設立予定の場合は、上記イ.からカ.の書類について、現にそれに代わる書類でも可とします。

注4:新たに事務所等を設置する場合、上記シ.の書類について「計画案」(任意様式)でも可とします。

④提出書類の体裁及び部数

提出書類の体裁は、以下に記す体裁を整えてください。

・表紙、背表紙には「圏域」及び「法人名」を記載してください。
・項目ごとに白紙の仕切りを一枚挿入し、文字又は番号表記のインデックスをつけてください。
・全体をバインダーやファイル等で綴ってください。
・提出書類は 2 部作成し、1 部を正本、1 部を副本として提出してください。
・所定様式が定められているもの以外は、原則として A4 版で提出してください。ただし、図面は A3 版とし A4 サイズに折り込んでください。
・所定の様式が定められているものについては、詳細な資料等を別紙添付する場合にあっても各項目に要旨など応募者が必要と考える事項を必ず記入してください。
・できるだけホチキス止めしないで提出してください。

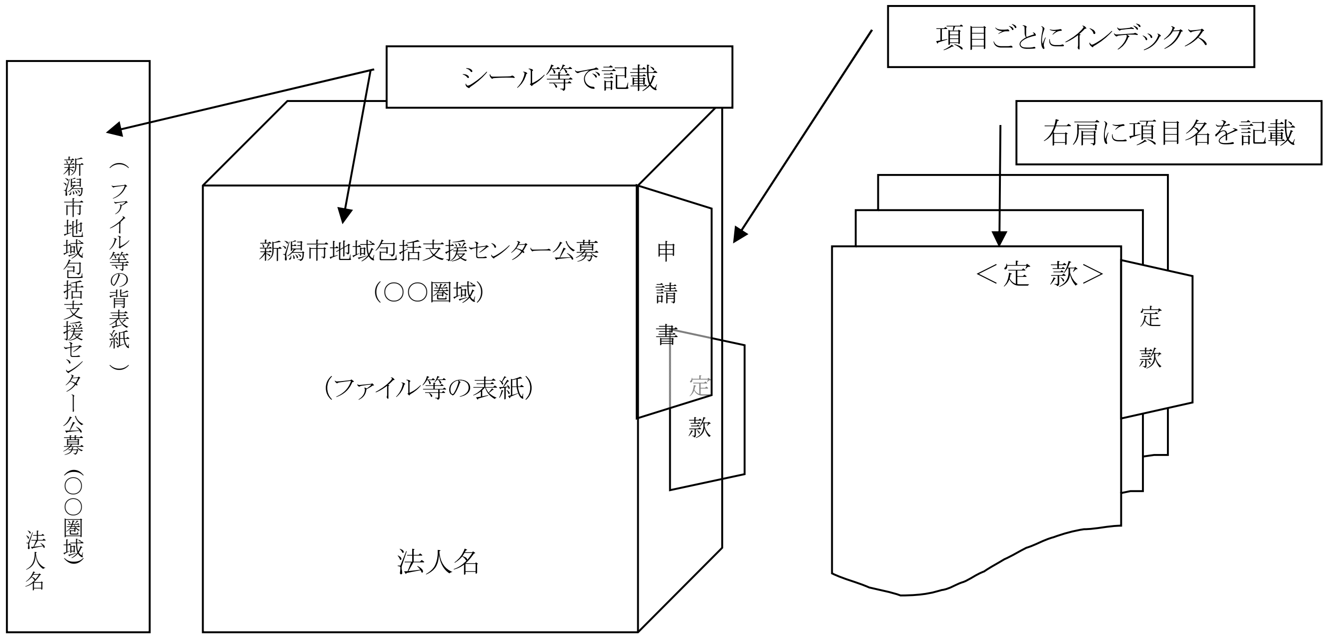


(7)応募に際しての留意事項

①本募集に応募するための費用、応募のために確保した用地や建物等の賃借料等については応募者の負担とします。

②原則、提出された書類の提出期限以降における差し替え及び再提出は認めません。

③応募受付後に辞退をする場合は、速やかに応募辞退届【様式 8】を提出してください。

3.受託法人候補者の選定

(1)選定基準

①法人の経営状況（配点 15 点）
- ・法人の経営状況
- ・法人監査の結果

②介護サービス等の実績（配点 20 点）
- ・市内における介護サービス等の提供実績

③事業計画等（配点 25 点）
- ・設置の趣意
- ・運営方針
- ・事業計画
- ・高齢者虐待等対応のための 24 時間連絡体制
- ・医療との連携に関する考え方
- ・地域との連携に関する考え方

④職員配置計画（配点 25 点）
- ・職員の体制

⑤事務所の設置計画（配点 15 点）
- ・日常生活圏域での利便性
- ・施設の利便性

(2)選定方法

①（1）選定基準をもとに新潟市介護保険事業等運営委員会（介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 2 号ロに規定する地域包括支援センター運営協議会として設置されたものをいい、以下「運営委員会」という。）事務局（市）が評点評価表（案）を作成します。
②運営委員会で受託法人候補者の承認を得ます。（評点の確定）
③同一圏域で応募が単体の場合、評点評価表により算出された一定の水準以上の評価（合計 60 点以上）の法人を当該圏域の受託法人候補者として選定します。同一圏域で応募が複数の場合は順位付けを行い、候補順位が第 1 位の応募者（以下「第 1 順位者」という。）を当該圏域の受託法人候補者として選定します。ただし、審査の結果、選定水準に満たない場合は選定を行いません。
④同一圏域で 2 者以上が同点の場合は、抽選により同点の法人の順位付けを行います。
⑤第 1 順位者がやむを得ない事情等から、受託できない場合等には、候補順位が第 2 位の応募者（以下「第 2 順位者」という。）を繰り上げる場合があります。

※第 2 順位者として選定された場合は、第 1 順位者が受託を辞退した場合等に備えて、用地や建物等の確保を継続していただく必要があります。第 1 順位者とならなかった場合に、第 2 順位者として選定を受けることについて、希望の有無を【様式 1】に記載してください。

(3)結果通知

結果については、令和 5 年 12 月上旬頃に文書により通知する予定です。
なお、選定結果に関する質問には回答しません。

(4)公表

選定結果については、市ホームページに掲載します。

(5)業務の引継ぎ等

受託法人候補者は、当該圏域を担当している現受託法人と、令和 6 年 4 月 1 日から円滑に業務が開始できるよう、令和 5 年度中に必要書類の作成、業務の引継ぎなど必要な準備を行っていただきます。
なお、令和 6 年 3 月 31 日以前に準備等に要した費用は、受託法人候補者の負担とします。（業務の引継ぎ結果については、別途市の指定する様式に基づき提出してもらうこととします。）

## 4. その他

①選定にあたり、市及び運営委員会が必要と認める場合は、現地確認の立会いやヒアリングを実施する場合があります。
②応募書類に明らかな虚偽の記載があった場合や、応募に際して不正行為があった場合には、選定評価の対象から除外することとします。
③応募者又はその関係者が、本公募の採否に係る働きかけを目的とし、直接又は間接に市職員及び運営委員会の委員などの本件関係者と接触をもった場合は、その応募を抹消し、また、事業の受託法人候補者となっている場合にはその対象から除外します。
④受託法人候補者として選定された後、応募内容と実際の事業計画が著しく変更された場合や、センター業務を行うにふさわしいと認められない事実が判明した場合には、運営委員会の意見を踏まえ、受託法人候補者の選定を取り消す場合があります。
⑤その他この要領に定めのない事項については、別途市の指示によるものとします。

5.問い合わせ、書類提出先

〒951-8550
新潟市中央区学校町通 1-602-1
新潟市福祉部地域包括ケア推進課　担当：権平、古田、來田
電話：025-226-1281　　FAX：025-222-5531
電子メール：houkatsucare@city.niigata.lg.jp